

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	重度心身障害者電話使用料助成金(心身障害者電話使用料助成福祉電話貸与・心身障害者電話使用料助成)								
根拠規定等	文京区福祉電話の貸与及び運営に関する要綱、文京区福祉電話の貸与及び運営に関する実施細目								
創設年月	平成	2	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	24年	終了予定年月	H28.3
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容	高齢者の見守り事業に移行し、本事業は平成27年度をもって廃止する。								
予算科目	款	項	目	大事業			中事業		実施計画事業番号
	5 民生費	3 心身障害者福祉費	1 心身障害者電話使用料	35 心身障害者電話使用料助成・福祉電話貸与	1 心身障害者電話使用料助成				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	外出困難なひとり暮らし等の重度心身障害者に対し電話料金の助成を行うことにより、地域社会との交流を促進させる。								
補助事業等の内容	外出困難な満18歳以上の身障手帳1・2級又は愛の手帳1・2度のひとり暮らしもしくは重度心身障害者のみの世帯で生計中心者の住民税が非課税の世帯で、本人名義の電話保有者に対し、工事料を除き回線使用料等を助成。								
補助対象経費の内容	回線使用料(1か月1,700円)及び屋内配線使用料(1か月60円)、ユニバーサルサービス料(1か月2円)及び1か月400円までの通話料とこれらの消費税相当額を区が負担。※ユニバーサルサービス料はH27.1月から3円から2円に変更しています。								
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕								
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input checked="" type="checkbox"/> 定額 (補助額 1,762円+400円までの通話料+消費税相当額)								
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕								
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕									
電話を使用するにあたり、必要な基本料金(回線使用料等)を設定している。									
公募の状況	区ホームページ								
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()								
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者		
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	B	定期的なヘルパーとの交流等、電話料金を助成することによる地域社会との交流の必要性が低くなっている。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	地域社会との交流を促進し、生活の安定と福祉の向上を図っている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	B	地域社会との交流を図る手段が電話以外でも存在するため、必ずしも区が補助すべき事業であるとはいえない。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	B	比較的低額な助成のため、大きなマイナスの影響が生じる可能性は低い。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	申請の相談があれば、要件確認等を行っている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	申請時に、訪問調査を行い、本人の申出内容と差異が無いか職員による確認を行ったうえで助成している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	B	話し合い員制度の活用等の代替策が考えられる。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	電話料金の助成により、外部との連絡等に役立っている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	B	利用者からの報告等を不要としているため、目に見えての具体的効果は認められない。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	対象者が限られるため、広く還元されているとはいえない。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	26	26	26	26
決算(予算)額	600	548	475	703
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	600	548	475	703
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	本助成を行うことにより、重度心身障害者の方への地域社会との交流に役立てた。			

5 課題及び今後の方向性

定期的なヘルパーの訪問等、地域社会との交流の手段が存在する中で電話料金助成による効果が薄まっているため平成27年度をもって廃止する予定である。